

誰もがつながり支え合って安心して暮らせるまち 上尾

あげお社協だより

170号

令和4年(2022)
10月1日号

年3回
(6月・10月・2月)
発行



赤い羽根共同募金 × piapro



赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金に協力をお願いします。www.akaihane.or.jp

Art by nio © Crypton Future Media, INC. www.piapro.net piapro

特集

成年後見制度って何？

● 共同募金運動が10月1日から始まりました

● 令和4年度歳末たすけあい募金配分申請のお知らせ

● あったか見守りサービスの紹介

● 「電話リレーサービス」をご存知ですか

● 上尾市リフト付車両「ふれあい号」・福祉車両「あゆみ号」貸出事業のお知らせ

● 令和4年度特別団体会員・施設会員の報告

● 善意銀行の報告

● 令和3年度事業報告・収入支出決算報告

● 夏休みボランティア体験2022・災害ボランティア養成講座の報告

● お知らせ掲示板

(職員採用案内、サービス提供責任者募集、上尾市障害福祉サービス事業所「かしの木園」からのお知らせ、精神保健ボランティア養成講座の開催)

編集
発行人

社会福祉法人

上尾市社会福祉協議会・上尾市ボランティアセンター

〒362-0011 上尾市大字平塚724番地 上尾市総合福祉センター内

TEL 048-773-7155 FAX 048-772-8647

この社協だよりは、共同募金配分金を活用し発行しています。

●ポスティングに関するお問い合わせは、榎崎玉ロジスティクス(048-726-9240)までご連絡ください。

上尾市社協はこちらから /

Mail / ageo-sha@mb.jnc.ne.jp

あげお社協

公式 Twitter

https://twitter.com/ageo_shakyo



令和4年度

歳末たすけあい募金の配分申請を受け付けます

申込期間：令和4年10月3日(月)から11月4日(金)

対象者：市内に住所を有し以下の条件に該当する方・団体・施設

※重複した申請につきましては、対象外とさせていただきます。
※申請者の個人情報について、関係機関へ確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

① 歳末商品券配布事業

★対象者 ※配分額は4,000円を予定しています

令和4年10月1日の時点で、介護保険要介護3～5の認定を受け、在宅で生活している方

※施設入所及び長期入院等の方は除く

●申し込み

介護保険被保険者証の写し(介護度が明記してあるページ)の余白に配送先となる連絡先(氏名、住所、電話番号)を記入し、本会に直接持参または郵送でお申し込みください

(令和4年11月4日(金)消印有効)



② 低所得者世帯援護金助成事業

★対象者 ※配分額は1世帯あたり15,000円を予定しています

所得が生活保護基準の1.5倍以内程度の世帯の方

※生活保護受給世帯を除く

●申し込み

●申請書：民生委員・児童委員、市役所の各支所・出張所、本会のいずれかで受け取り、必要事項をご記入ください

●添付書類：世帯全員の収入(直近3ヵ月の月収入、児童手当、児童扶養手当等の公的な各種給付や手当)が証明できるものの写し

<例>給与明細、年金振込通知のハガキ・児童扶養手当振込通知等

●申込先：申請書に添付書類を添えて、令和4年11月4日(金)までに該当地区の担当民生委員へお渡しください

※該当地区の担当民生委員がわからない場合はお問い合わせください

③ 団体等歳末福祉事業

★対象団体等 ※配分額は1団体20,000円を予定しています

- 福祉団体(ボランティアグループ、NPO法人)
- 当事者及び家族等で組織する団体
- 社会福祉施設

★対象事業内容

- 地域住民の誰もが参加しやすい交流の場として行う事業
 - 歳末の時期に新たに実施する生活支援活動(家事支援や介護の手助け、子育て支援)を行う事業等
- <事業例>クリスマス会、餅つき大会、世代間交流会、介護講習会、介護リフレッシュ事業等

★配分事業の実施期間

- 令和4年10月～令和5年2月

●申し込み

- 申請書：本会で受け取り、必要事項をご記入ください
 - 添付書類：団体・施設等の概要、収支予算書、事業の詳細が分かるもの(該当事業用チラシ等)
 - 申込先：申請書に添付書類を添えて、本会に直接持参または郵送でお申し込みください
- (令和4年11月4日(金)消印有効)



社会福祉協議会ホームページからも②、③の申請書をダウンロードできます。

あげお社協



申請先
問い合わせ

〒362-0011 上尾市大字平塚724番地 上尾市総合福祉センター内
上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係 歳末担当
TEL 048-773-7155 8:30~17:15 月~金曜日(祝日を除く)



共同募金運動が10月1日から始まりました! みなさまのご協力をお願いします



「赤い羽根共同募金」とは?

お住まいの地域や学校、職場などで「赤い羽根」を目にしたことはありませんか?
赤い羽根共同募金はこの「赤い羽根」をシンボルに10月1日から3月31日を運動期間とし、「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンとして、全国一斉に始まる募金運動です。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中ですが、みなさまのご協力をお願いします。

～上尾社協での主な使い道～

- つながりを大切にするための地域福祉活動の助成
- 支援を必要としている児童福祉のための助成
- 豊かな心を育むための福祉教育
- 社会参加の促進を図るためのリフト付車両の貸出事業
- 地域福祉に関する情報発信のための社協だより発行事業



「歳末たすけあい募金」とは?

～つながり ささえあう みんなの地域づくり～

歳末たすけあい募金は、12月1日から12月31日までの期間を募金運動期間とし、地域で暮らす誰もが安心して年末の時期を過ごすことができるよう、支援を必要としている人等に、多様な福祉活動を展開するための募金です。

《令和4年度の使い道》

- 上尾市内の在宅で生活している要介護3～5の認定を受けている方へ歳末商品券4,000円分を配布予定。
- 低所得者世帯へ援護金1世帯あたり15,000円を配布予定。
- 地域住民の孤立を防ぐための歳末福祉事業を行っている団体へ活動資金20,000円を補助予定等。

※上記の予定する配分金額は、募金額や申請状況により減額となる場合があります。



← 申請方法はP3(左面)

共同募金は計画募金です

共同募金は、募金を必要としている施設や団体から提出された助成計画書を基に、募金の使い道を立ててから行う計画募金です。

埼玉県共同募金会上尾市支会では、令和3年度、皆さまからあたたかいご協力があり、募金額は「25,425,009円」となりました。令和4年度も目標額に基づき、目安額を算出して皆さまにご協力をお願いしています。※募金は強制ではありません。募金の趣旨にご理解いただき、ご協力いただける範囲でお願いします。

一世帯あたりの目安額

赤い羽根：320円

歳末：190円



初音ミクとのコラボグッズについてのご案内!

より多くの方々に赤い羽根共同募金に関心をもっていただきたいという想いから、今年も初音ミクのピンバッジをご用意しました! ※数に限りがございます。なくなり次第終了となります。

問い合わせ

埼玉県共同募金会上尾市支会(上尾市社会福祉協議会内)

TEL: 048-773-7155

FAX: 048-772-8647

月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15

初音ミクバッジ
1個につき
500円以上



Art by 木下きのこ © CFM
初音ミクバッジサンプル

「電話リレーサービス」をご存知ですか？

2021年7月から運用が開始された「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難のある人（以下、きこえない人）と きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレーターが手話または文字と音声を通訳してつなぐ、公共インフラサービスです。24時間365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

きこえない人は、このようなことが連絡できるようになります（事前に電話リレーサービスへの利用登録が必要です。）

- 病院の外来予約や変更等
- レストランやホテル等の到着時間の遅延
- 交通事故現場からの通報
- 銀行等のカード紛失 等

きこえる皆さまにお願い

電話を受ける時
きこえない人へ付与された050から始まる電話番号が表示され、通訳オペレーターから「こちらは電話リレーサービスです。耳のきこえない方などからのお電話を通訳しております。」と案内があります。通訳オペレーターを挟むため、通常の電話に比べて時間が掛かりますので、ご了承ください。

電話を掛ける時
きこえない人に付与された050から始まる電話番号にかければ、通訳オペレーターを通じてきこえない人と通話することができます。

詳しくは、「総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般社団法人日本財団電話リレーサービス」のホームページをご覧ください。



福祉車両を運行しています

★利用を希望される場合は、事前に利用登録申請が必要になります。

①上尾市リフト付車両「ふれあい号」

上尾市の委託事業です

埼玉県内の医療機関への通院や市役所など、公的機関で手続きをするときにご利用いただけます。



- **利用できる方**
上尾市に住所のある方で、身体障害者手帳（障害程度1～3級）を所持し、常時車いすを使用している方
- **運行地域と利用範囲**
埼玉県内の医療機関への通院
公的機関での手続き、または連絡を行う場合
- **利用料金**
無料（ただし、有料道路通行料金、有料駐車場等は実費でご負担いただきます。）
- **利用時間**
月～金曜日 8:00～20:00
土・日・祝日と年末年始（12月28日～1月4日）は、運休日になります。
※荒天や震災など運行に危険が生じる恐れがあるときは運行を中止します。
- **利用する方は、付添人を同乗させてください。運転手は車両の運行と車いすのリフト操作のみの対応となり、移動のお手伝いはできません。**

②福祉車両あゆみ号貸出事業

赤い羽根共同募金

毎年ご協力いただいている赤い羽根共同募金の配分金を受けて運行しています。車いすを使用している方や外出に介助を必要とする方の自立や社会参加を目的としてリフト付車両を貸出しています。



- **利用できる方**
上尾市に住所のある方で、車いすを使用している方、外出に介助を必要とする方、または主に市内で活動する身体障がい者団体
- **利用料金**
無料（ただし、ガソリン代、有料高速道路代、有料駐車場等は実費でご負担いただきます。）
- **利用時間**
半日以上3日以内
8:30～19:00
年末年始（12月28日～1月4日）と、車両定期点検等の時は、ご利用できません。
※荒天や震災など運行に危険が生じる恐れがあるときは貸出を中止します。
- **運転手は利用する方に探していただきます。**

問い合わせ

〒362-0011 上尾市大字平塚724番地 上尾市社会福祉協議会 在宅福祉課 支援係
Tel. 048-773-8500 (福祉車両窓口:直通) 8:30～17:15 月～金曜日(祝日を除く)

これからも“ぬくもり”をお届けします!

社協13支部による「あったか見守りサービス」



市内13の社協支部では、コロナ禍が続く中、利用者のご希望を伺いながら、感染対策を施したうえで見守り訪問を再開しています。マスク越しですが、笑顔での挨拶など、温かいふれあいが再び広がりを見せています。
お互いに顔を合わせ、一人ひとりが安心できる地域を目指して、これからも継続していきます。

お変わりありませんか?
お元気で
何よりです

あったか見守りサービスとは?

高齢者や障がい者、その他見守りの必要な方及び世帯に対して、見守り協力員（地域のボランティア）が情報紙『かわらばん』などを定期的にお届けしながら、顔を合わせ、安否確認を含めた見守りを行うサービスです。

また、直接顔を合わせずとも、“電話による見守り”や“外からの見守り”（※例「郵便ポストが溜まっていないか」「雨戸が閉まりっぱなしでないか」など、見守りの方法について、ご利用される方やご家族のご希望に応じて、柔軟に対応しています。



『あったか見守りサービス』では
利用をご希望の方、協力員（地域のボランティア）として活動をご希望の方を募集しています!!

ご興味がある方は
是非お問い合わせください。

※支部によっては、調整が難しい場合があります。ご了承ください。

【問い合わせ】 地域福祉課 地域係
☎ 048-773-7155
お気軽にご連絡ください

成年後見制度って何？

認知症・知的障がい・精神障がい等によって判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための制度です。成年後見制度には、本人の判断能力に応じて法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つのタイプがあります。

成年後見制度

法定後見制度 (法律による後見の制度)

後見

- ◆判断能力がほとんどない。
- ◆家庭裁判所が後見開始の審判をして、成年後見人を選びます。
- ◆原則としてすべての法律行為を「成年後見人」が行います。



保佐

- ◆判断能力が著しく不十分。
- ◆家庭裁判所が保佐開始の審判をして、保佐人を選びます。
- ◆重要な法律行為の同意・取消しのほか、申立てにより家庭裁判所が定める行為を「保佐人」が行います。



補助

- ◆判断能力が不十分。
- ◆家庭裁判所が補助開始の審判をして、補助人を選びます。
- ◆申立てにより家庭裁判所が定める行為を「補助人」が行います。



任意後見制度 (契約による後見の制度)

- ◆判断能力が十分あるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人 (任意後見人) に、代わりにしてもらいたいことを契約 (任意後見契約) で決めておく制度です。
- ◆任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。
- ◆判断能力が不十分になり、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

「判断能力」って何ですか？

「判断能力」とはその人らしさ

- ▶自分のためになるか？
- ▶自分が好きなものか？
- ▶自分に害をなすものか？
- ▶自分にとって心地よいものか？

自分で物事を考えられる力

判断能力あり

- 自分の好みで選択・決断する
- 物事を自分で決めて実行する

自ら決断やそれを実行することでその人らしい人生を送れる

判断能力なし

- 物事を自分自身で決められない
- 間違った判断をしてしまう
- 自分以外の人の都合の良いようにされてしまう

本人に危険が及ぶ

サポートが必要

「選ぶ」「決める」ことが難しくなった人の暮らしを守る一つの手段 = 「成年後見制度」

成年後見制度利用までの流れ

法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、財産の管理や福祉サービス利用の手続き、施設入所契約などが一人ではできない。

任意後見制度

将来に備え、あらかじめ本人自らが選んだ人 (任意後見人) に、代わりにしてもらいたいことを契約 (任意後見契約) で決めておく。

判断能力が不十分になったとき

後見・保佐・補助開始の申立て

※申立ては、本人、配偶者、四親等内親族、市町村長等

家庭裁判所

申立て

本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申立てます

【申立てに必要なもの】

申立書、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、診断書など

任意後見監督人選任の申立て

※申立ては、本人、配偶者、四親等内親族、市町村長等

家庭裁判所

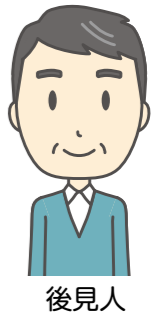
審判手続き

申立てが受理された後、家庭裁判所が本人や後見人等候補者の面接などによる調査。後見、保佐の場合、申立て後に、本人の判断能力についての鑑定。
※鑑定については、省略される場合もあります。

家庭裁判所

審判

後見人を選任するのは家庭裁判所です。本人にどのような支援が必要かを考慮して、親族や専門家 (司法書士、弁護士、社会福祉士など) から適任者を選任します。また、後見人の報酬も家庭裁判所が決定します。



支援の開始

「お気軽にご相談を！」

上尾市成年後見センターでは、地域の方や福祉関係者からの依頼を受け講習会を実施しております。

成年後見制度を知ること、本人の将来の不安が多少でも軽減できることもあります。また、近隣の方が困っている時の助言や相談先を伝えることなどの活動や繋がりが、判断能力の低下した方が不利益を受けない街づくりの手助けになると考えます。

また、財産に関すること、契約に関すること、将来に関すること、制度利用についてなどの相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

※必ず事前にご連絡をお願いします。

成年後見制度について

「成年後見制度は、権利擁護の1つの手段です」



問い合わせ 地域福祉課 権利擁護係
上尾市成年後見センター

連絡先

048-700-7036

受付時間 9:00~16:00
月~金曜日 (祝日を除く)

090-3965-2418

夏休みボランティア体験2022を行いました

3 すべての人に
健康と福祉を

10 人や国の不平等を
なくす

11 住み続けられる
まちづくりを

7月下旬から8月下旬にかけ、夏休みボランティア体験2022を10メニュー中、8メニュー実施しました。(新型コロナウイルス感染症の影響により2メニューは中止となりました。)

延べ115名の体験者から、たくさんの感想をいただきました。その一部をご紹介します。
「ラッピング作業」: ボランティアが初めてでしたが、ワクワクしながら楽しくできました。私たちがラッピングしたぞうきんやモップが届いて、その方たちが笑顔になったり、喜んでもらえるのを想像して、頑張りました。
「高齢者なりきり体験」: 高齢者の方が抱えている問題を詳しく知ることが出来ました。アッピー元気体操は若いうちから取り組んで足腰の老化を防ぐことにも有効だと感じました。
「やぎさん一座といっしょ」: 久しぶりのボランティアで少し緊張しましたが、大きな声でゆっくりと出来ました。また、ボランティアに参加出来る機会がありましたら、積極的に頑張りたいです。
 今後のさらなる活動への第一歩を踏み出すきっかけになると嬉しいです。

\\紙芝居\\ やぎさん一座といっしょ



災害ボランティア養成講座を行いました

令和4年7月2日(土)に上尾市総合福祉センターで災害ボランティア養成講座を実施しました。14名が参加し、ReVA復興ボランティアチーム・上尾による災害ボランティアの基本や心構え等の話、グループワーク、また土のう作り等の実技を行いました。参加者からは、「とても大切なことを学び、いつか必ず活かしたい。」「実際にボランティアとして活動する際、チームで活動すると聞き、今回のグループワークが活かせると思った。」という声が聞かれました。



令和3年度 事業報告 ~8つの重点項目を立て、事業に取り組みました~

①生活相談と支援活動の推進 ~個別相談機能の充実~

令和4年3月28日上尾市成年後見センターを、上尾市総合福祉センター1階に開所しました。

成年後見センターの業務内容や制度の説明、将来の不安や遺言についてなど多岐にわたる相談を受けています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により減収した世帯へ、埼玉県社会福祉協議会を実施主体とする【特例】貸付については、関係機関と連携し相談及び申込受理業務を行いました。



②市民活動・ボランティア活動の推進 及び地域福祉財源の獲得

上尾市コミュニティセンターの改修工事が終了し、ボランティアビューローが令和3年12月よりリニューアルオープンしました。

コロナ禍により、夏休みボランティア体験プログラムは中止としましたが、自宅のできるボランティア活動や、冬のボランティア体験などを企画・実施しました。

生活困窮者を支援する活動として、フードドライブを実施し、多くの食材を必要な世帯や団体にお渡ししました。また、食材等の寄付については継続して善意銀行でお預かりしています。



③社協支部活動の推進



感染対策を徹底した上で「顔を合わせてつながる」方法を基本に据え、集まる形の場合も支部全体ではなく、自治会等小地域ごとの実施に転換を図りながら、孤立しがちな方への継続的な支援に取り組みました。

原市カフェ

また、市内サロン活動に対する実態調査を行った結果、利用者と活動者ともにフレイルが進行していることが分かり、フレイル予防と孤立防止を支部の重点事業として取り組みました。

西上尾第二団地支部いきいき教室



④在宅福祉サービスの推進

ヘルパー派遣については、希望する全ヘルパーにPCR検査を行うなど、感染予防に取り組み利用者宅への訪問をしました。

ファミリー・サポート・センター事業は、コロナ禍ですが援助の依頼が増えています。

また、令和2年度実施できなかった、手話講習会は、入門、基礎、手話通訳者養成をそれぞれ開催しました。



⑤第5次地域福祉活動計画の推進

孤立化やフレイルが懸念されたため、「顔を合わせる取り組み」を工夫して行っていくことを方向性とし、「集いの場(サロン)」「見守り」「助け合い」「ネットワークの構築」について、支部を中心とする地域関係者とともに検討し、実施しました。

令和4年度からは、この内容を引き継ぎ、第6次地域福祉活動計画を実施いたします。

⑥広報・啓発活動の推進

よりリアルタイムに情報を発信していくため、令和3年4月よりツイッターの運用を開始し、積極的な発信を行いました。

⑦自主財源の確保

新型コロナウイルスの感染拡大防止に考慮した依頼方法で世帯・個人会員の募集、日赤募金、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を実施し、多くの方にご協力いただきました。自動販売機や売店の売上高は、減収となりました。

⑧事業展開の強化に向けた 組織基盤の強化

理事会は8回、評議員会は4回開催し、社会福祉協議会を運営していくに当たり重要な事項を審議しました。

令和3年度決算報告

収入		支出	
項目	(単位:円) 決算	項目	(単位:円) 決算
会費収入	10,771,618	法人運営事業拠点区分	170,212,105
寄附金収入	2,825,139	地域福祉事業拠点区分	53,141,244
経常経費補助金収入	192,856,764	受託事業拠点区分	115,874,199
受託金収入	144,597,016	介護保険事業拠点区分	38,105,934
貸付事業収入	3,932,401	障害者総合支援事業拠点区分	168,951,763
事業収入	23,054,798	退職手当積立事業拠点区分	22,450,814
負担金収入	62,700	公益事業拠点区分	1,063,366
介護保険事業収入	34,306,671	収益事業拠点区分	13,925,071
障害福祉サービス等事業収入	172,739,910	施設整備等による支出	156,200
受取利息配当金収入	9,354	その他の活動による支出	23,532,834
その他の収入	7,926,867	繰入金支出	46,062,014
その他の活動による収入	19,877,845	当期末支払資金残高	137,414,680
繰入金収入	46,062,014	合計	790,890,224
前期末支払資金残高	131,867,127		
合計	790,890,224		

お知らせ掲示板 information

令和5年4月1日付採用

上尾市社会福祉協議会 常勤職員採用案内

1 求める人材

- ・本会に期待されている役割を理解し、組織の一員として責任感をもって職務に取り組むことができる方
- ・福祉に係る公私の多様な団体・人々と協力して、目標に向けて努力することができる方
- ・課題を把握しその解決のために自ら考え実践することができ、自己研鑽の意欲が高い方

2 募集職種 常勤職員 若干名

3 業務内容 社協が運営する事業全般

4 採用予定年月日 令和5年4月1日

5 受験資格

○昭和63年4月2日以降に生まれた方

※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用とします。

資格要件等	資格等
次の①～③を満たす者 ①活字印刷文による出題に対応できる者 ②普通自動車運転免許証を有する者 ③右記のいずれかの資格を有する者もしくは、 <u>令和5年3月末までに資格取得見込の者</u>	社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、保育士

6 採用試験

試験日	会場
令和4年12月11日(日) 受付 午前9時00分 試験開始 午前9時30分	上尾市総合福祉センター (上尾市大字平塚724番地)

7 申込手続き等

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験申込書(所定の用紙) ・自己紹介書(所定の用紙) 		
申込方法	持参	受付場所	上尾市総合福祉センター内 上尾市社会福祉協議会 総務課 総務係
	受付	受付期間	令和4年10月3日(月)～11月30日(水) 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

※郵送受付も可

◎詳しくは、上尾市社会福祉協議会ホームページ「令和5年4月1日付上尾市社会福祉協議会職員採用試験案内」をご覧ください。

問い合わせ 総務課 総務係 TEL 048-773-7155
8:30～17:15 月～金曜日(祝日を除く)

サービス提供責任者募集

- 募集人数 1名(常勤嘱託職員)
採用年月日 要相談
資格要件 介護福祉士・実務者研修修了者
2013年3月までに介護職員基礎研修およびヘルパー1級取得者
普通運転免許証
業務内容 登録ヘルパーのシフト調整・介護技術の指導・関係事業所との連絡調整・計画書作成業務等
勤務場所 上尾市総合福祉センター(上尾市大字平塚724番地)
勤務時間 毎週日曜日から土曜日のうち、決められた日および時間(シフト制)
休日 週休2日 夏季休暇・福利厚生休暇あり
給与等 月額233,732円(処遇改善加算、ベースアップ加算、地域手当含む) 時間外勤務手当、通勤手当等当会要綱に基づき支給
◎登録ホームヘルパーも引き続き募集しています。

問い合わせ 在宅福祉課 訪問介護係 TEL 048-773-7827
8:30～17:15 月～金曜日(祝日を除く)

上尾市障害福祉サービス事業所「かしの木園」からのお知らせ



展示販売をしています

知的障がいなどがある、かしの木園の利用者が取り組んでいる作業の中に、自主生産品製作があります。

牛乳パックから製作した紙すき製品(ハガキ、名刺)や陶芸品等を、総合福祉センターのロビーにて展示販売しています。

センターにお越しの際は、ぜひご覧ください。

また、当園の製品は、市役所内の「ふれあいの店」でも販売しています。令和4年10月22日(土)、23日(日)開催予定の「イトーヨーカドー・ニコニコマーケット」や11月12日(土)開催予定の上尾駅コンコースでの「手づくり市」では、市内の事業所が集って製品を販売する予定です。



紙すきはがき



陶器

問い合わせ 上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園 TEL 048-776-2260
8:30～17:15 月～金曜日(祝日を除く)

精神保健ボランティア養成講座を開催します

精神障がいについて正しく理解し、精神障がい者(当事者)の方と一緒に楽しい時間を過ごしませんか? ご参加をお待ちしています。

	日時	内容
第1回	令和4年11月16日(水) 14:00～16:30	講演「精神障がいの理解」 体験発表
第2回	令和4年11月24日(木) 14:00～16:00	・ボランティア活動ってどんな活動? ・ハーモニー定例会に参加

※必ず2日間参加できる方

- 場 所 〒362-0075
上尾市柏座4丁目2番3号
上尾市コミュニティセンター2階 多目的室2
- 対 象 上尾市在住・在勤・在学の方で、ボランティアに興味・関心のある方
- 定 員 20名(先着順・定員になり次第締切)

- 参加費 無料
申込み 郵便往復はがき
①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤参加動機を明記して10月31日(月)までに、郵送してください(必着)
- あて先 〒362-0011
上尾市大字平塚724番地
上尾市ボランティアセンター
「精神保健ボランティア養成講座」宛
- 申込期間 令和4年10月11日(火)～10月31日(月)

問い合わせ 精神保健ボランティアハーモニー 代表:石井
TEL 090-8024-4912
10:00～15:00 月～金曜日(祝日を除く)

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止または変更となる場合があります。